

令和元年12月9日

智頭町議会議長 大河原 昭洋 様

同和問題調査特別委員長 高橋 達也

## 委員会調査報告書

本委員会の調査事件について調査を実施したので、智頭町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

1. 期 日

令和元年11月25日（月）

2. 場 所

鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1 「智頭町役場 委員会室」

3. 内 容

同和問題研修会 「同和問題の現実と、今の私にできること」

講師：八頭町議会議員 森 亜紀子 氏

4. 目 的

同和問題の現状やその解決策についての理解を深め、議員の立場で取り組むべきことを再確認し、今後の議会活動及び議員活動に資する。

5. 出席委員

委員10名

6. 所 感 等

今年度の研修会講師は、我々と同じ議員で部落解放運動に携わっている方に依頼しようと計画し、東部地区の市・町議会議員の中から森議員を招聘した。

講演では、結婚差別を題材としたDVD視聴、部落解放運動の役員としての取り組み状況、町議会議員としての責務などについて拝聴した。

DVDの内容は以前に見た時と比べ、スマホを使って検索するという今の時代のもので変わっていたが、このことが差別解消をしなければならない一番の事ではないかと再認識した。

その他、特に印象に残った事項は次のとおりである。

- ・八頭町の地域学習会の参加率が約35%と高いこと。
- ・法律や条例は住民のためにあるものであるから、差別禁止のための法整備を行政に求めることが必要。
- ・議員として当事者（被差別部落の立場）の声を行政に届ける責務がある。
- ・人間によって作られた差別なら、人間の手で解消できる。
- ・八頭町議会では、同和問題での特別委員会の設置はなく、智頭町議会の取り組みを参考にしたい。

今回の研修で、同じ議員の立場にある講師から部落差別解消に向けた取り組みの一端を学び、本町における差別や人権問題の解消に向け、これからも研鑽を積み、議会及び議員として一層の取り組みを進めることの重要性を再認識した。

平成28年12月に部落差別の解消の推進に関する法律が制定され、智頭町でも条例が新たに制定される。新条例のでき具合と効果が、差別の解消と町民の安心な暮らしに資するよう、鳥取県最初の法の理念を生かしたものになることを期待したい。